

医師・歯科医師の方へ 医薬品等の個人輸入についてのご注意

個人輸入する医薬品等（※医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器）には、次のような危険性がありますのでご注意ください。



- ・不衛生な場所や方法で製造されたものかもしれません。
- ・正規のメーカー品を偽った、偽造製品かもしれません。
- ・成分の含有量が基準を満たしていない製品かもしれません。



- 日本の薬事法に基づく承認や認証を受けていない医薬品や医療機器の宣伝広告などを行うことは、違法な行為です。個人輸入代行と称し、広告や学会などで外国製の医薬品や医療機器を紹介し、購入を勧める仲介業者にはご注意ください。
- 製品などに関して何かトラブルが生じても、輸入代行業者は責任を負わず、**すべて購入した医師・歯科医師の責任とされることがあります。**
- インターネットを利用する際には、業者の氏名、名称、住所、電話番号がサイトに掲載されているか、また、偽造品等の情報を事前にご確認ください。
- 患者に投与する場合を除き、輸入した医薬品等を販売・譲渡することはできません。
- 同一の効能をもつ国内承認薬がある医薬品は、原則として輸入することはできません。

医師・歯科医師による医薬品等の個人輸入については、輸入者である医師・歯科医師の責任の下で使用されることを前提に輸入が認められています。



参考

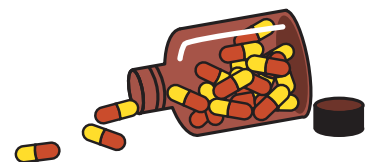
これまでに健康被害が報告された健康食品・サプリメント

・ダイエット用製品

- 「ホスピタル・ダイエット」（マジンドール等検出、死亡例あり）
- 「おんしどう御芝堂減肥のうこうのう囊」（フェンフルラミン、甲状腺末等検出）
- 「てんてんそ天天素清脂そこうそ囊」（マジンドール、シブトラミン等検出）など

・強壮用製品

- 「イーリンシン蟻力神ウェイカ」、「ワン威哥王」（シルデナフィル検出）
- 「アンデン男根増長素アンズ」（グリベンクラミド、シルデナフィル検出）など



【健康被害情報・無承認・無許可医薬品情報】
<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/diet.html>



厚生労働省

TEL. 03-5253-1111（代表）
ホームページ <http://www.mhlw.go.jp>

■医薬品等の輸入手続き

医薬品等の輸入については、日本国内に不正に流入することを未然に防止し、また、国民の健康被害防止の観点から、薬事法や関税法の規制を受けます。

医師・歯科医師による医薬品等の個人輸入は、以下の①～③のすべてに当てはまる場合にのみ認められます。

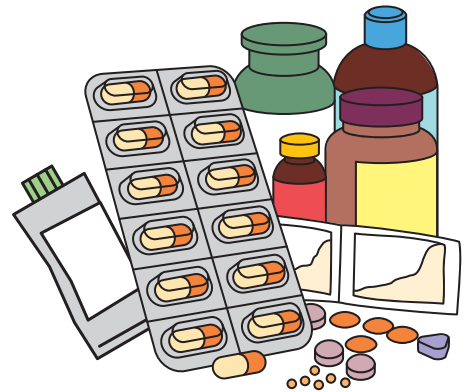
- ①治療上緊急性がある
- ②国内に代替品が流通していない
- ③自己の責任の下、自己の患者の診断または治療のために使用する

※獣医師が自己の責任の下、自己の患者の診断または治療のために使用することを目的としてヒト用の医薬品等を輸入する場合も、医師・歯科医師が患者の診療を行う場合に準じて取り扱います。

個人輸入に当たっては、下記の書類を地方厚生局に提出し、確認を受けてから通関してください。書類の記載・捺印や提出は輸入者である医師・歯科医師自身が責任を持って行うようお願いします。

提出書類

- | | |
|--|----|
| ・ 輸入報告書 | 2部 |
| ・ 輸入品目の商品説明書 | 1部 |
| ・ 仕入書（写し） | 1部 |
| ・ 医師・歯科医師の免許証（写し） | 1部 |
| ・ 必要理由書
（治療上必要な理由、使用に当って一切の責任を負うこと、販売、譲渡しないことの誓約を記したもの） | 1部 |
| ・ 航空貨物運送状（Air Way Bill）（写し）
または船荷証券（B/L）（写し） | 1部 |



なお、医師・歯科医師が、患者の治療目的で使用する医療機器は、3セット以内であれば、税関に、医師免許証（写し）を直接提示のうえ輸入できます。

※内蔵機能代用器（ペースメーカー、人工心臓弁等）や、大型の機器（CT等）および同一医師において反復して輸入されるものを除く。

問い合わせ先

関東信越厚生局

TEL 048-740-0800

近畿厚生局

TEL 06-6942-4096

九州厚生局沖縄麻薬取締支所

TEL 098-853-7100